

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業等協同組合法			法令の番号	昭和24年法律第181号				
手続名	協同組合連合会の団体協約のあっせん又は調停			根拠条項	第9条の9第4項				
審査基準	<p>第9条の9第4項において準用する第9条の2の2の規定による協同組合連合会の団体協約のあっせん又は調停に係る審査基準については、第9条の2の2の規定による事業協同組合及び事業協同小組合の団体協約のあっせん又は調停に係る審査基準を準用する。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間 標準経由期間	30日 日	目次 NO